

令和 5 年 第 1 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 5 年 1 月 10 日（火）

午後 1 時 50 分から午後 2 時 20 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	澤村 輝彦	6 番	本郷 幸弘
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	川村 良行
10 番	坂本 節子	11 番	欠	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

○欠席委員（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない）

農業委員

吉田 次一

農地利用最適化推進委員

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後 1 時 50 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 6 議案第 4 号 空き家に付随した農地の指定申請について

開 会 (午後 1 時 50 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は農業委員総数 13 名中 12 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、農業委員だけの総会になり委員の皆様にはご苦勞をおかけします。引き続き感染防止に努めていただきますようお願いいたします。
また物価高で、私たち農業関係にも肥料、農薬や出荷資材など、全ての物に価格が高くなっており影響が出ています。皆さん、力を合わせて頑張っていたきたいと思います。
任期もあと半年になります。最後までよろしくお願いいたします。
それでは早速審議に入りたいと思います。

議 長 これより令和 5 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番 正垣委員、2 番 田口委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題としお諮りいたします。
本総会の会期は本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は本日 1 日に決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 1 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 1 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第

1の2の(1)の規定により意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長

申請番号1番は、	不知火2	村嶋委員に代わりまして
	4番	坂下委員より
申請番号2番は、	松橋1	中塘委員に代わりまして
	6番	本郷委員より
申請番号3番は、	松橋5	上村君博委員に代わりまして
	7番	本崎委員より

それぞれ説明を求めます。

坂下委員

申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。国営圃場整備の基盤整備に関わる農地を集約するための案件です。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

本郷委員

申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は現在地元でレンコンと水稻を大規模に経営されておりまして、機械の所有状況並びに農業従事者数を見ましても取得された農地の全てを有効に利用すると思われるため、許可は可能かと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

本崎委員

申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は耕作進上路取得による売買です。この案件は前回3筆と一緒に取得された譲受人が、その農地の進上路を確保するため今回の申請となったものです。場所は〇〇号線〇〇四つ角の左側、ちょうど民家の裏側になりますけれども、そこを取得されます。問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただ今申請番号1番から3番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて起立をして発言をお願いいたします。

田口委員

はい。

議 長

はい、田口委員。

田口委員 申請番号3番について質問します。これは3条申請になるのですか。5条申請にはならないのですか。

議 長 事務局よりお願いします。

事務局 こちらの備考欄に農事法施行令第2条第3項第3号に該当するということで記載しておりますが、この内容が位置・面積・形状などから見て、隣接する農地として一体として利用しなければ利用することが困難というような時は、3条申請でもできるということになっておりますので、今回は3条申請ということになります。

議 長 田口委員、よろしいでしょうか。

田口委員 はい、ありがとうございます。

議 長 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第1号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第1号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し議題といたします。
議案第2号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和5年1月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。

議 長 それでは各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番は、 6 番 本郷委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、 8 番 山田委員より
申請番号 4 番及び 5 番は、 松橋 1 中塘委員に代わりまして
 6 番 本郷委員より
申請番号 6 番は、 13 番 本田委員より
それぞれ説明を求めます。

本郷委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅及び駐車場です。貸人と借人は叔父と甥の関係です。こちらは 30 年の使用貸借となっています。一部今回の申請地につきましては、砂利が敷かれておりましたので始末書の添付となっております。場所は〇〇の〇〇の県道〇〇線を挟みまして西側になります。隣接同意、排水同意も取られており何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

山田委員 申請番号 2 番と 3 番につきましては、同じ場所の隣同士になりますので同時に説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は両方とも個人住宅です。場所は〇〇から南に入った住宅地の中にあります。排水同意は取られております。隣接農地はありません。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

本郷委員 申請番号 4 番と 5 番は同じ場所の隣同士にありまして、譲渡人が同じ人なのでまとめて説明します。転用理由は個人住宅です。申請番号 4 番につきましては、砂利等が既に敷いてあるため始末書が添付されています。申請番号 5 番につきましては、こちらは資材置場として利用される予定となっています。ご審議よろしく申し上げます。

本田委員 申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇より西に 150m くらいの所にあります。譲受人は子供たちが育ち夫婦 2 人になったため、若い頃からの夢を実現させるべく住宅地に新築を計画したということです。排水同意、隣接同意もあり支障はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局より案件につきまして、農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。

事務局 それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番、4 番及び 5 番は農業公共投資の対象となっていない小集団の

生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

申請番号2番及び3番は都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

申請番号6番につきましては〇〇から500m以内の農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

議 長 ただ今申請番号1番から6番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問等はありませんか。
 （ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第2号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
 （ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第2号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
 議案第3号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

 次のとおり農用地利用集積計画案について審議を求める。

 令和5年1月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

 基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農地利利用集積計画案を決定するため審議を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定・使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

 議案の8ページから9ページの貸借権設定の申請番号7番は〇〇委員、議案の19ページから20ページの使用貸借権設定の申請番号101番は〇〇委員の案

件ですので、後ほど審議いたします。

それでは議案の 24 ページから 25 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 402 番につきまして、事務局より説明を求めます。

事務局

今月は農業公社の買い入れが 2 件です。面積は 2 件とも田で 9,247 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっています。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

それでは貸借権設定の申請番号 1 番から 6 番、8 番から 25 番、201 番から 205 番、使用貸借権設定の申請番号 102 番、所有権移転の申請番号 401 番から 402 番について、何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。

議 長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので議案第 3 号の貸借権設定の申請番号 1 番から 6 番、8 番から 25 番、201 番から 205 番、使用貸借権設定の申請番号 102 番、所有権移転の申請番号 401 番から 402 番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 3 号の貸借権設定の申請番号 1 番から 6 番、8 番から 25 番、201 番から 205 番、使用貸借権設定の申請番号 102 番、所有権移転の申請番号 401 番から 402 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

続きまして貸借権設定の申請番号 7 番は、〇〇委員の案件になりますので会議規則第 12 条の規定によりここで退室を求めます。
(〇〇委員退室)

議 長

それでは審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、説明は割愛させていただきます。

議 長

それでは貸借権設定の申請番号 7 番につきまして、何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問はありませんか。
 （ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、貸借権設定の申請番号 7 番について承認される方の挙手を求めます。
 （ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって貸借権設定の申請番号 7 番につきましては、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みしましたので〇〇委員の入室を求めます。
 （ 〇〇委員入室 ）

議 長 続きまして使用貸借権設定の申請番号 101 番は、〇〇委員の案件になりますので会議規則第 12 条の規定によりここで退室を求めます。
 （ 〇〇委員退室 ）

議 長 それでは審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、説明は割愛させていただきます。

議 長 それでは使用貸借権設定の申請番号 101 番につきまして、何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後指名を受け、起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問はありませんか。
 （ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、使用貸借権設定の申請番号 101 番につきまして承認される方の挙手を求めます。
 （ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって使用貸借権設定の申請番号 101 番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みしましたので、〇〇委員の入室を求めます。
 （ 〇〇委員入室 ）

議 長 これで議案第 3 号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 4 号「空き家に付随した農地の指定申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 4 号について事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、「空き家に付随した農地の指定申請について」

空き家に付随した農地の指定申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 5 年 1 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準第 4 条第 1 項の規定により、農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細について説明します。

空き家に付随した農地指定申請書が提出されましたので、本総会で承認を経て公示する必要があるため皆様にお諮りするものです。

本案件は畑が 1 筆で面積は 253 ㎡です。空き家の所在地は記載のとおりで、空き家バンクの登録日は令和 4 年 11 月 24 日です。

総会資料 14 ページの「空き家に付随した農地の指定」をご覧ください。申請地は〇〇地区の現地検討会で確認されており、空き家に隣接し除草等行えば耕作できる状況にあり指定は可能であると思われます。

議 長 ただ今事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので議案第 4 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 4 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 5 年第 1 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2 時 20 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。

